

給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

今後の流れ

在籍報告

◎毎年4月

スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

※在籍報告月の前月までに採用された方が対象（報告必要）です。

※事前にスカラネットパーソナルに登録すること。

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は
給付奨学金の振込みが止まります。

※転学・編入学や転学部への願出を提出し、給付奨学生としての継続を希望する場合も
在籍報告が必要です。

適格認定（学業等）

◎年度末

大学で学業成績等を確認し、その判定結果に基づき支援継続の可否等を判断します。

学業成績が適格認定基準（給付）の廃止・停止の基準に該当すると授業料減免（多子世帯授業料無償化含む）
給付奨学金の支援が終了したり（=廃止）、1年間中止となったり（=停止）します。

【重要】適格認定の基準は、貸与と給付で異なります。十分ご注意ください。

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構が、あなたが提出したマイナンバー情報を利用して
家計状況及び多子世帯判定のための扶養状況を確認し、支援区分の見直しを行います。

支援区分の変更がある場合は、10月以降の1年間の支給月額が変更されます。

※10月以降の支援区分は、9月下旬にスカラネットパーソナルで各自ご確認ください。

授業料等減免申請について

◎給付奨学生となった場合、授業料減免の申請をすることによって給付奨学金の支援区分に応じた
授業料減免が受けられます。（新入生は、併せて入学料減免も受けられます。）

- | | | | |
|-------|----------|-------------|---------|
| ・第Ⅰ区分 | 授業料全額免除 | ・第Ⅰ区分（多子世帯） | 授業料全額免除 |
| ・第Ⅱ区分 | 授業料2／3免除 | ・第Ⅱ区分（多子世帯） | 授業料全額免除 |
| ・第Ⅲ区分 | 授業料1／3免除 | ・第Ⅲ区分（多子世帯） | 授業料全額免除 |
| ・多子世帯 | 授業料全額免除 | ・第Ⅳ区分（多子世帯） | 授業料全額免除 |

【重要】年に2回（後期分8～9月・次年度前期分1～3月予定）授業料減免継続申請が必要です。

（授業料減免継続申請をしなかった場合、授業料減免認定が受けられません。）

授業料減免結果通知は前期分8月、後期分1月上旬頃発送予定です。通知に従って納付願います。

注意事項

- ・他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- ・在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等がありましたら、学生生活支援課まで
ご連絡ください。

TEL：089-927-9168

Mail：syougaku@stu.ehime-u.ac.jp